

# 相 談 事 例

ID : 03-01-051

相談タイトル

賃貸借契約に伴う特約について

Q：ご相談内容

県外から群馬県内へ転入予定。家賃15万円の戸建賃貸を契約することになったが、特約事項に退去時は貸主指定の業者で部屋及びエアコン4台分のクリーニング代を支払うよう記載されていたが一般的なのか。別途、敷金及び礼金を家賃の2ヶ月分も支払っている。

A：回答

特約事項なので、契約前であれば交渉の余地はあると思います。まずは、クリーニング代としてどのくらいの費用がかかるかを確認され、高額であれば部屋やエアコンのクリーニングは通常の使用においては、貸主が負担するグレードアップの要素があるものと扱われている旨申出て交渉を行って下さい。